

A X - 7

民 事 訴 訟 法

乙が、A裁判所において、甲を被告として、売買代金 150 万円の支払を求める訴え（以下「乙の訴え」という。）を提起したところ、乙の訴えに係る事件の係属中に、甲は、B裁判所において、乙を被告として、貸金 150 万円の返還を求める訴え（以下「甲の訴え」という。）を提起した。

この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 乙は、甲の訴えに係る訴訟手続において、抗弁として、甲から借り受けた 150 万円は全額弁済した旨を主張するとともに、その事実を証明するため、甲を作成名義人とする領収書（以下「本件領収書」という。）について書証の申出をした。そこで、受訴裁判所が、甲に対して、本件領収書が真正に成立したものであるかどうか確認したところ、甲は、これを否認した。この場合、乙はどのように本件領収書の成立の真正を証明することができるか、文書の成立の真正の意義を明らかにしつつ論じなさい。なお、本件領収書には、甲の住所及び氏名が印刷されているとともに、印刷された甲の氏名の下に印影が残されているものとする。
- 2 乙は、乙の訴えに係る事件の係属中に、甲の訴えに係る訴訟手続において、乙の訴えの訴訟物である売買代金債権を自働債権、甲の訴えの訴訟物である貸金債権を受働債権とする相殺の抗弁を主張した。乙による相殺の抗弁の主張は許されるか。

(100 点)

A X - 7

刑 事 訴 訟 法

次の事例を読んで、後の設問に答えよ。

【事例】

- 1 司法警察職員甲らは、平成30年3月から管内の書店で、店番が手薄になる時間帯を狙った万引きが頻発していたため、平成30年4月18日午後3時頃、A書店で張り込み警戒していたところ、来店した乙が新刊本数点をカバンにしまい、会計をすることなく店外に出るのを現認したので、直ちに乙を窃盗の現行犯人として逮捕した。甲らは乙を取り調べたところ、乙は、「A書店は休日はアルバイトの店員がいるものの、平日は年老いた店主だけが店の番をしており、しかも昼過ぎには休憩のために、かなり長い時間、店の奥に引っ込む。そこで、その時間帯を狙って犯行に及んだのだが、まさか、警察官が張り込んでいたとは。運が悪かった。」と自白した。甲らは、その犯行の周到さ等に照らし、乙には多数の余罪があるとの疑いを抱いた。
- 2 甲らは、A書店における窃盗の被疑事実で裁判官に搜索差押許可状を請求し、その発付を得た。この令状には、①罪名を「窃盗」、搜索すべき場所を「P県Q市R町1丁目2番3号 Sマンション305号室乙方」、差し押さえるべき物を「預金通帳、パソコン、携帯電話、メモ、現金、クレジットカードその他本件に関係あると思料される文書及び物件」とする記載があった。
甲らは、乙を立ち会わせて、乙方居室を搜索したところ、②「A書店 平日13:00～15:30 ○」、 「B書店 AM○, PM ×」、 「4/1 C書店 5冊 → ¥5000」とそれぞれ記載されている3枚のメモを発見したので、これらを差し押さえた。

【設問】

- 1 下線部①の搜索差押許可状の記載の適否について論ぜよ。
- 2 下線部②の各メモの差押えの適法性について論ぜよ。ただし、設問1に対する答えのいかんにかかわらず、搜索差押許可状の記載には問題がないものとする。

(100点)